

# 令和8年度鹿児島県献血推進計画

## 第1 目的

本計画は、「鹿児島県血液対策事業実施要綱」第5条第1項及び第2項に基づき、令和8年度の献血により確保すべき血液の目標量、献血者数並びにその確保に向けての施策を定めるとともに、県、市町村及び県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）の役割を明確にしたものである。

## 第2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 第3 必要血液予測量

- 1 県内医療機関供給計画数 【赤血球製剤】  
200mL 献血：726本、400mL 献血：48,978本  
【血小板製剤】 10,407本  
【血漿製剤】 11,583本
- 2 原料血漿確保目標量 17,317L

## 第4 献血により確保すべき献血者数

医療機関への輸血用血液製剤の安定供給を効率的かつ合理的行うとともに、輸血用血液製剤の期限切れを減少させ有効活用を図ることを目的として、平成24年度にこれまでの都道府県単位による体制からブロック単位による広域的な体制に移行している。

九州ブロックにおける需給計画については、地域センターの策定する需要見込みと採血計画を基礎として、九州ブロックセンターが地域センターの実情等に配慮した採血の役割分担等の調整を踏まえて策定する。

本県における令和8年度の目標献血者数は、血液センターと協議の結果、次のとおりとする。

### 1 採血区分別目標

採 血 区 分		献血者数（人）
全血献血	200mL献血	4 2 2
	400mL献血	4 3, 5 6 5
	計	4 3, 9 8 7
成分献血	血 小 板	5, 4 7 6
	血 漿	1 2, 9 6 2
	計	1 8, 4 3 8
合 計		6 2, 4 2 5

### 2 保健所別目標献血者数

別紙のとおり

## 第5 目標量を確保するために必要な措置

### 1 鹿児島県血液対策推進協議会の開催

血液対策事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進について協議するため、協議会を開催する。

### 2 献血思想の普及啓発及び献血推進運動の実施

キャンペーン及び広報媒体等を通じて広く県民に献血思想の普及啓発を行う。

- (1) 献血功労者の表彰
  - ・知事感謝状
  - ・保健所長表彰
- (2) 啓発資材の作成及び各種広報媒体による広報活動
  - ・献血啓発用リーフレット・ポスター等の作成
  - ・テレビ，ラジオ，新聞，SNS（インターネット）等を利用した広報活動等
  - ・県政かわら版，市町村広報誌等を活用した普及啓発
  - ・県ホームページによる広報（献血に関する情報の掲載）
  - ・献血ありがとう～いのちをつなぐ友の会～による広報活動
- (3) 街頭キャンペーンの実施
  - ・「愛の血液助け合い運動」（7月），「はたちの献血」（1月）など
- (4) 市町村及び保健所献血推進主管課長及び担当者会議等の実施

### 3 若年層の献血者確保に関する事項

- (1) 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発
  - ・血液教育事業の実施  
(公社)鹿児島県薬剤師会に委託し，県内の中学生及びその他希望する学校の生徒等を対象に，学校薬剤師によるビデオ，リーフレット等の媒体を使用した血液教育(教科外活動)を行う。(実施予定校 150校)
  - ・採血基準改正に伴う高校生献血の強化  
高校生を対象とした出前講座の実施，保護者・教職員を含めた高校献血の実施
  - ・大学及び専門学校の学生に対して，献血への理解を高める働きかけを行う。
  - ・親子が献血に触れ合う機会の確保（キッズ献血等）
- (2) 鹿児島県学生献血推進協議会の育成強化  
同協議会に未加入の大学・専門学校に働きかけ，加入を促進させることにより，大学生等の献血者の増加を図る。

### 4 献血推進組織の育成及び事業所(企業)献血の推進に関する事項

本県では，献血推進協議会等の各種献血推進組織が献血推進の中核的役割を果たしていることから，各種地域献血推進組織の育成及び活性化に努める。  
また，事業所(企業)における献血を促進するため，地域の献血推進活動を展開するにあたり，企業との連携強化を図る。

- (1) 市町村献血推進協議会
- (2) 各種民間献血推進団体の育成
- (3) 事業所(企業)における集団献血の推進

### 5 複数回献血協力者確保に関する事項

各種地域献血組織及び事業所並びに献血現場に赴き，献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の普及啓発及び登録推進を行う。

### 6 献血できなかった人への対策に関する事項

献血会場において，医師，看護師等が連携して献血できなかった人に食生活改善の指導等を行い，次回献血への協力を推進する。

### 7 血液製剤の使用適正化の推進に関する事項

医療機関における血液製剤の使用適正化を推進し，血液製剤の安定供給を図る。

- (1) 鹿児島県合同輸血療法懇話会の開催
- (2) 医療法等に基づく立ち入り検査等を通じた指導

## 第6 関係者の役割

### 1 県

#### (1) 保健福祉部薬務課

薬務課は、市町村、血液センターと連携し、街頭キャンペーンや広報媒体等を活用して献血の必要性について広く県民に普及啓発を行うなど、鹿児島県献血推進計画の各種施策を円滑に実施するための措置を講ずるとともに、血液センターの献血受入計画の実施に協力を行う。

#### (2) 保健所

保健所は、鹿児島県献血推進計画の施策を推進するため、管内市町村、血液センターの協力を得て、以下の事業を実施する。

- ・献血功労者の表彰（保健所長表彰）
- ・管内市町村の「月別・地域別献血計画」の策定
- ・地域における献血思想の普及啓発
- ・管内市町村献血推進協議会の育成指導
- ・献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の普及啓発及び登録促進
- ・市町村献血イベントへの協力支援
- ・事業所等への訪問による献血協力依頼（市町村、血液センターへの協力）
- ・その他市町村との連絡調整

### 2 市町村

市町村は、地域の実情に応じて保健所、血液センターの協力を得て、以下の事業を実施する。

- ・「月別・地域別献血計画」の策定
- ・市町村献血推進協議会の開催
- ・地域における献血思想の普及啓発  
（例示：広報誌，広報車，有線放送の活用，イベントの開催など）
- ・事業所等への訪問による献血協力依頼（保健所，血液センターへの協力）
- ・血液センターの献血受入れの協力（例示：会場の確保，住民への広報など）

### 3 血液センター

血液センターは、鹿児島県献血推進計画に基づき受入計画を策定し、受入目標を達成するための措置を講ずるとともに、県及び市町村が行う第6の1及び2の取組に積極的に協力する。

## 第7 その他献血推進に関する重要事項

### 災害時等における献血の確保等

- ・県及び市町村は、血液センターと連携して災害時等における血液が的確に確保されるよう、各種広報媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに血液が円滑に現場に供給されるよう必要な措置を講ずる。
- ・採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであること踏まえ、血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、県及び市町村は、血液センターの取組みを支援する。